

第 4036 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2010年)平成22年 7月 9日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

カーナビの耐用年数

Q：会社の車にカーナビを付けました。耐用年数は何年になりますか？

A：カーナビを付けた車の耐用年数を適用します。

【解説】

カーナビは、車両と一体になって使用するものですが、これを付けることによって車両の価値も上がることとなりますので、そのカーナビを搭載に要した費用は、資本的支出として取り扱われることとなっています。

そして、減価償却資産に資本的支出をした場合には、その資本的支出に係る部分の減価償却資産についても、現に適用している耐用年数によって償却限度額を計算することとされています。

したがって、会社の車に付けられたカーナビは、その車の耐用年数を適用して、減価償却をしていくことになります。

なお、カーナビのほか車両に搭載する機器でラジオやメーター、無線通信機器、クーラー、工具、スペアタイヤ等車両に常時搭載する機器についても同様に車両と一括してその耐用年数を適用することとなっています。

もちろん、取得価額が10万円未満で少額減価償却資産の損金算入の適用を受けるものや、中小企業者等の即時償却の特例の対象となるもの、3年一括償却の対象となるものはこの適用の対象にはなりません。

